

事業の内容	総合実習室にある映像音楽設備の保守委託
契約の方法	指名競争入札（5者）
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	映像音響機器毎の保守単価（公表価格から20%の値引きした金額）を合計した金額
契約金額	1,365,000円
担当部署	県立美術館

① 設備の維持管理コストの低減を検討すべきもの

本件委託は、総合実習室の映像音響設備の維持管理であるが、年間維持費用のうち、HDハイビジョンシステム部分にかかるコストが512千円と37.5%を占めている。

ハイビジョンの草分けとして導入された本設備は、①年6、7回停止すること、②起動手順が複雑であること、③映写機の電球が高価なこと、④利用者が少ないことなどの問題を抱えながらの運用となっている。その主因は、専用映像音響ソフトを生かすために15年前に設置された設備を使用していることにある。

本映像音響設備を備え付けている目的は、主として展示スペースの都合で所蔵しているが展示できない絵画等を紹介することにある。

たしかに、品質の高い映像で紹介することも1つの選択ではあるが、美術館の主目的は本物の絵画等を展示室でみることであり、専用ハイビジョンソフトが映写できなくなるといふ理由で、いつまでも15年前の機械にしばられ維持管理コストをかけることは合理的とはいえない。

映像関連機器の進歩は早く、旧来の機器の陳腐化も早い。美術館のランニングコストと美術館の収入との比較検討のなかから、同じサービスをより経済的に提供できる手段を常に検証していく必要がある。そのことがより持続的な仕組みとしての美術館を維持していく方途と考える。

専用映像音楽ソフトをDVD化することにより、プロジェクターだけでなく、大画面の液晶テレビあるいはプラズマテレビ等で所蔵作品を紹介できるようにし、設備維持費用を低減すべきである。

(2) 山梨県立美術館 照明設備保守業務委託

契約の相手	丸茂電気㈱
事業の目的	展示室内照明設備の機能を最高度に発揮して、常に照明設備の円滑な活用を図れるよう保守点検を実施することを目的とする。
事業の内容	常設展示室A・B、企画展示室C1・C2・C3における照明設備の

	保守点検を行う。
事業開始時期	昭和53年
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
契約の方法	随意契約（1者）
予定価格積算方法	作業人員×単価、展示室毎の価格から8%の値引きを加味した金額。
契約金額	266,000円
担当部署	県立美術館

(3) 山梨県立美術館 照明設備保守業務委託

契約の相手	松下電工エレクトロニクス㈱
事業の目的	展示室内照明設備の機能を最高度に発揮して、常に照明設備の円滑な活用を図れるよう保守点検を実施する。
事業の内容	企画展示室C3（既存館）の一部、萩原コレクション室、展示室A・B・C・D（南館）における照明設備の保守点検を行う。
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
契約の方法	随意契約（1者）
事業費の積算方法	作業人員×単価、展示室毎の価格から1%の値引きを加味した金額。
契約金額	745,000円
担当部署	県立美術館

① 競争性をもった契約とすべきもの

上記2件の委託業務は、美術館内の照明設備保守委託であるが、契約を2件に分けるとともにそれぞれ1者随意契約としている。

山梨県財務規則第137条では業務委託契約で100万円以下のものについては随意契約によることのできる旨の規定により随意契約としたものである。

照明設備の保守業務については、機器の精進度、部品交換の困難性・経済性等から照明設備設置工事施工業者との1社随意契約を行ってきたとの説明である。

しかしながら、本契約においては、同じ県立美術館の、同じ照明設備の保守業務を委託するものであり、委託する業務の内容及び履行場所等から考えると契約を分ける合理性は薄いと考える。

一本化するともにより競争性のある契約方式とすべきである。

対象エリア	丸茂電気㈱	松下電工エレクトロニクス㈱
	常設展示室A・B、企画展示室C1・C2・C3	企画展示室C3（既存館）の一部、萩原コレクション室、展示室A・B・C・D（南

点検回数	年1回(6月定期保守)	年2回(6月精密点検、12月一般点検)
作業員単価	25,000円/1日	25,000円/1日
展示室単価	常設展示室A、B、特別展示室 60,000円	(精密点検) 特別展示室C、展示室A～D60,000円、 萩原1Fの3号室 40,000円 (一般点検) 特別展示室C、展示室A～D30,000円、 萩原1Fの3号室 20,000円
値引率	8%	1%

(4) 山梨県立美術館 清掃委託

契約の相手	甲府ビルサービス㈱
事業の目的	県立美術館の清掃
事業の内容	1階から2階までのうち別示記載箇所の清掃 構内の清掃(庭園・駐車場・車歩道・池・排水溝) 1階から2階までに生ずるごみ、汚物の収集、排出処理、不燃物の収集処理
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
契約の方法	指名競争入札(5者)
事業費の積算方法	所入人数×日数×値引率(5%)
契約金額	20,475,000円
担当部署	県立美術館

① より競争性のある契約方法にすべきもの

平成13年度から平成17年度までの5年間は、指名競争入札で契約の相手先を決定している。過去5年間では、平成14年に指名業者を1者増やしたのみでそれ以外は指名業者(落札業者及びAからD)に変更はなく、落札率も平成16年度の93%が最低で他の年度は97%以上であり、落札業者も変わっていない。この結果は競争性の確保によるコストダウンが図られていないことを示している。一般競争入札を行うか、あるいは、指名競争入札を行う際には指名業者の入れ換えを行うべきである。なお、平成18年度は3年間の複数年契約で一般競争入札(WTO政府調達協定の適用を受ける(注1))となったことにより、前年度と同じ業者が落札したにもかかわらず単年度ペーシス換算で11,088千円(前年度比54.1%)で落札、契約されている。

(注1) WTO 政府調達協定 : 清掃サービスの場合20万SDR(3,200万円)

以上の契約を締結する場合は、一般競争入札により国内・国外を問わず契約の対象とする。

過去5年間の指名業者と落札業者 (AからDは毎年同一業者である。)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
甲府ビルサービス(落札)	甲府ビルサービス(落札)	甲府ビルサービス(落札)	甲府ビルサービス(落札)	甲府ビルサービス(落札)
A	A	A	A	A
B	B	B	B	B
C	C	C	C	C
D	D	D	D	D
E				

過去5年間の落札率の推移

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札率	99.55%	97.07%	98.03%	93.92%
				99.1%

(5) 山梨県立美術館 庭園管理委託

契約相手	富士グリーンテック㈱
事業の目的	県立美術館の庭園管理
事業の内容	樹木・芝生の手入れ、池清掃、第三駐車場・中庭・屋上中庭の剪定・病害虫防除・手取除草等
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
契約の方法	指名競争入札(5者)
子定価格積算方法	1㎡当たりの労務単価×面積×掛率
契約金額	3,465,000円
担当部署	県立美術館

① より競争性のある契約方法にすべきもの

平成13年から平成17年度までの5年間は指名競争入札により委託先を決定している。過去3年間指名業者に変更はなく、落札率は平成17年度の94.34%を除けば例年98%以上である。また、過去5年間落札業者は同じである。このことは競争性の確保によるコストダウンが図られているとはいえないことを示している。一般競争入札を導入するか、あるいは、指名競争入札を行う際には指名業者の入れ換えを行うなど競争性の確保に努めるべきである。

なお、平成18年度についても指名業者、落札業者とも変更はない。

過去5年間の指名業者と落札業者

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
富士緑化(落札)	富士グリーンテック(落札)	富士グリーンテック(落札)	富士グリーンテック(落札)	富士グリーンテック(落札)

A	B	B	B	B	B
C	F	D	D	D	D
H	G	C	C	C	C
C		E	E	E	E

過去5年間の落札率の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札率	99.65%	100.00%	99.54%	98.74%	94.34%

(6) 山梨県立美術館 設備管理委託

契約相手	甲府ビルサービス㈱
事業の目的	県立美術館の設備管理
事業の内容	次の設備の保守管理業務 中央監視室、高圧受変電設備、照明設備、発電設備、熱源設備、空調調和喚起設備、衛生設備、ITV防犯設備、インターホン設備、防火設備、その他設備、地下油槽タンク設備
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
契約の方法	指名競争入札(5者)
事業費の積算方法	技術員、技術員補の1日あたり単価×日数×掛率
事業実績額	20,034,000円
担当部署	県立美術館

① より競争性のある契約方法にすべきもの

委託先の選定は、平成13年度に1者随意契約、平成14年度から平成17年度まで5者による指名競争入札によっている。過去4年間指名業者に変更はなく、落札業者は同じであり、平成16、17年度の落札率は99%以上である。また、指名業者は同じ美術館の清掃委託の指名業者と全く変わっていない。このことは競争性の確保によるコストダウンが図られているとはいえないことを示している。一般競争入札を行うか、あるいは、指名競争入札を行う際には毎年指名業者入れ換えをすべきである。なお、平成18年度は、3年契約にして指名業者を3者追加し8者にて指名競争入札を行ったところ、落札者は変わらないが、落札額は3年で119,070千円、(1年あたり39,690千円、前期比90.7%、設備保守含む)と委託費節減効果が約10%でている。

過去5年間の指名業者と落札業者

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
甲府ビルサービス(随意契約)	甲府ビルサービス(落札)	甲府ビルサービス(落札)	甲府ビルサービス(落札)	甲府ビルサービス(落札)

約)					
	A	A	A	A	A
	B	B	B	B	B
	C	C	C	C	C
	D	E	E	E	E

過去5年間の落札率の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札率	99.46%		99.06%	99.46%	

注：平成14年度、15年度は設備管理・設備保守一体で契約されているため、落札率は記載しない。

第12 博物館

(1) 駐車場管理業務委託

契約相手	ビルコントロール山梨(株)
事業の目的	車両の誘導及び歩行者の安全確保
事業の内容	山梨県立博物館の駐車場及び通路における車両の誘導及び歩行者の安全確保
事業開始時期	平成17年10月14日
契約の方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年10月14日から平成18年3月31日
事業費の積算方法	労務単価1,850円/人による積み上げ積算
契約金額	1,067,850円
担当部署	県立博物館

① 実態把握に基づく柔軟な契約が望まれるもの

山梨県立博物館は、平成17年10月15日に新規オープンしており、この博物館の開館に当り、駐車場の整理が必要であるとして駐車場管理委託契約を締結している。当該駐車場の駐車台数は、普通車180台、大型車8台で、満車の場合には隣接の教育センターの敷地を借用することとしている。新規オープンであることから、入場者及び駐車場の利用実績はなく、駐車場管理の必要性の有無も十分に予測できない。そこで管理業務は、最初の1ヶ月間は月曜日を除き毎日(実施日27日)とし、2ヶ月目以降年度末までは年末年始等を除き土・日・祭日(実施日39日)を業務日とし、ある程度の柔軟性をもたせた契約内容となっている。

しかしながら、駐車場の利用実態は、施設オープン後、平日ならば1ヶ月程度の運用

で、また、土・日・祭日ならば2ヶ月程度の運用で、その後の利用台数の予測は可能であるが、その間の実績は把握されていない。
博物館オープン当初の駐車台数は予測できないことから、必要最小限の契約期間（例えば2～3ヶ月を目途）として、その間に駐車場の利用実態を把握し、以後については、管理の必要性があるならば引き続き契約するなど、委託する業務の必要性などの実態を的確に把握し、必要な範囲を超えた業務委託とならないよう柔軟な対応が必要である。

(2) 開館記念特別展演示業務委託

契約相手	(株) 乃村工芸社
事業の目的	開館記念特別展「よみがえる武田信玄の世界」の演示
事業の内容	展示内容や資料の性質を考慮して、安全かつ効果的に演示するためのデザイン等を設計する（これに必要となる製作及び資材の調達を含む。）。
事業開始時期	平成18年1月31日
契約の方法	一般競争入札（2者）
契約期間	平成18年1月31日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	製作費、消耗品費、作業費により積算
契約金額	10,500,000円
担当部署	県立博物館

① 予定価格の決定方法については是正改善すべきもの

県は、開館記念特別展「よみがえる武田信玄の世界」を開催するため、(株) 乃村工芸社と開館記念特別展演示業務委託契約を締結している。
ところで、当該委託契約の予定価格積算において、開館記念特別展演示業務の仕様書に従って17,094,550円の経費を算出している。これに値引率30%（5,128,365円）として、予定価格を11,900,000円（消費税込み12,495,000円）としている。
入札の結果、第1回目入札において10,500,000円で落札されている。これは、県予定価格積算が通常取引価格に対し30%割高な計算であったとも言えるにもかかわらず、県自ら設計積算を換証した形跡はない。
委託業務の設計（企画内容を含め）・積算を点検して、30%の調整を要することにならないよう適切に行うべきである。

(3) わいわいミュージアム開催業務委託

契約相手	特定非営利活動法人 つなぐ
事業の目的	県立博物館に親しみをもち、楽しく気軽に利用してもらえき

かけを持ってもらう。

事業の内容	県立博物館の展示のみどころや展示を作り上げる過程の紹介等、博物館の色々な楽しみ方を紹介する講座とする。
契約の方法	随意契約
契約期間	平成17年6月10日から平成18年2月28日
予定価格積算方法	1回当たり200,000円、年3回実施 (200,000円×3回+取付費6,220円)×1.05
契約金額	636,531円
担当部署	県立博物館

(4) 収蔵品ゆかりの地ツアー業務委託

契約相手	特定非営利活動法人 つなぐ
事業の目的	県立博物館資料のゆかりの地の見学会を実施することで、収蔵品が伝えられた本来の地域性や歴史性を再認識する。
事業の内容	県立博物館資料に関わる史跡や文化、産業、人々などを現地で紹介する。併せて、その模様を映像などで記録し、県立博物館の教育・交流活動などに活用する。
契約の方法	随意契約
契約期間	平成17年6月10日から平成18年2月28日
予定価格積算方法	1回当たり171,750円、年3回実施 (171,750円×3回×1.05)
契約金額	541,012円
担当部署	県立博物館

(5) 県立博物館交流拠点形成事業委託

契約相手	特定非営利活動法人 つなぐ
事業の目的	県立博物館や県内各地の博物館等を核として地域資源を再発見する事業を展開し、県内の新たな交流拠点の形成を目指す。
事業の内容	利用者が博物館の展示や活動に触発されて、周辺地域の個性あふれる歴史の成り立ちを現地で気軽に探訪できる事業の実施
契約の方法	随意契約
契約期間	平成17年6月10日から平成18年2月28日
予定価格積算方法	1回当たり193,500円、年4回実施
契約金額	812,700円
担当部署	県立博物館

① 契約の核に関する部分を整えるべきもの

教育委員会は、「平成17年度山梨県博物館県民参画事業実施委託要綱」を制定し、「わいわいミュージアム」、「収蔵品ゆかりの地ツアー」及び「交流拠点形成事業」の3事業を実施している。

この要綱に基づく「平成17年度山梨県立博物館参画事業実施委託先選定要綱」によってNPO法人の委託先が選定され、本年度においては、いずれも特定非営利活動法人「つなぐ」が選定されて事業を実施している。

これら県民参画事業の委託契約書をみると、事業の処理方法として「別添県民参画事業実施委託要綱及び甲の必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。」としている。

しかしながら、3事業とも契約書に県民参画事業実施要綱が添付されていない。契約条項に基づき、事業完了報告書等は提出されているが、その様式は同要綱に示されているとともに同要綱には各参画事業の内容等及び帳簿等整備など契約条項にない内容のものが含まれていることから、添付しないことによって、②で指摘するような契約者相互に齟齬が生じることになる。

実際の県民参画事業の実施に当り、この要綱の内容が県及び受託者の両者において熟知されている事柄であっても、契約の枝に関する項目を表示しているものであることから、これを契約書の一部として整理、遺漏のないようにすべきである。

② 事業完了報告書により具体的内容を求めるべきもの

「平成17年度山梨県博物館県民参画事業実施委託要綱」により実施している「わいわいミュージアム」、「収蔵品ゆかりの地ツアー」及び「交流拠点形成事業」については、事業完了後、事業完了報告書（事業完了決算書（支出明細表を含む））を添付が提出されている。

これら事業のうち、交流拠点形成事業の事業完了報告書を例にしてみると、次のとおりである。

1	委託期間	平成17年6月10日から平成18年2月28日まで
2	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 名称 県立博物館交流拠点形成事業 内容 地元自治体、観光協会などとNPOとの連携により、歴史、文化的交流拠点形成を実現するモデル事業 方法 ツアー 場所 山梨市、笛吹市石和地区、笛吹市一宮地区、上野原市
3	本事業実施による効果及び成果	博物館の開館に伴い、これまでのツアーをいかす形でより密接な拠点地域との交流が期待される。

4 今後の課題及び問題点
(省略)

しかしながら、開催日、ツアーコース及び参加人員の記載がないなど事業内容の報告が抽象的で、具体性に欠けており適切でない。

また、事業実施に伴う効果及び成果についても具体的事業内容及び参加人員が把握されてはじめて可能なことであることから、「博物館の開館に伴い、これまでのツアーをいかす形でより密接な拠点地域との交流が期待される。」という単なる感覚的・抽象的な事業報告では、事業報告書としては不十分である。

「平成17年度山梨県博物館県民参画事業実施委託要綱」に定める事業の趣旨を正確に理解した上で事業報告を作成していればこのようなことは起こりえないと考え

る。県民参画事業の具体的な成果を把握するためには、実際には概略的な数値の把握は可能であるとしても、契約の内容となっている「要綱」の定める正式な事業完了報告書によって、より具体的、計数的な報告を求めるべきである。

(6) 山梨県立博物館開館企画展示業務委託

契約相手	株式会社 乃村工芸社
事業の目的	開館企画展として「やまなしの道祖神祭り」の資料等を展示ストーリーや資料の性質を考慮して安全かつ効果的に展示するための製作を委託
事業の内容	やまなしの道祖神祭りの展示において、固定具、展示台、吊り具、パネル、キャブジョン看板等の納品と演出・照明を含むこれらのディスプレイ業務を委託内容としている。
契約の方法	指名競争入札(3者)
契約期間	平成17年10月15日から平成17年12月18日
予定価格積算方法	直接経費として納品物の原価、消耗品費、搬入搬出費、監修演出費を基礎に積算をし、これに値引き率30%を適用し減額した価格を以って予定価格とした。
契約金額	4,095,000円
担当部署	県立博物館

① 予定価格の算定を適正に行うべきもの

県立博物館開館記念企画で10月15日～12月11日までの期間に実施、撤収期間を考慮し12月18日までの委託契約期間となった。契約は、入札業者3者を選定し、指名競争入札により相手方を決めて締結した。選定業者の拡大についての可能

性を質問したが同等の業務を県内で受託した経歴があり信頼性の高い業者として限定したとのことである。入札状況はつきのとおりである。

予定価格	4,095,000円		
	第1回入札額	第2回入札額	
株式会社 N社	5,880,000円	辞	退
株式会社 T社	6,184,500円	辞	退
株式会社 乃村工務社	4,200,000円	4,095,000円	落札率100%

入札の経緯は、第1回入札ではすべて予定価格を超過、第2回入札時には他の2者が入札を辞退した結果、残る1者が予定価格と同額で落札した。辞退した2者の入札額と落札業者の入札額にはかなりの差があるが、落札業者はこの他にも常設展示施設を受託業者でもあり、他の業者より価格面で相当の減額が可能となったと推測される。落札価格は、予定価格と同額となったが、そもそも予定価格の決定のプロセスにおいて、積算した金額をそのまま予定価格としたものではなく、値引き率30%の減額をした金額を予定価格としている。これが落札額と偶然にも一致した結果となったようである。

受注業者の側から見たとき、常設展示業務を受託して実施していたため無理に受注させられたのではないかと疑念を否定しきれない推移を述べていると考える。本件については委託業務の設計・積算を点検しなおし、30%の値引き率(取引段階で用いられる表現であり、積算段階での用語としては適当ではないと考える。)の適用の妥当性を検証する必要がある。

また、常設展示業務を受注した業者が他の業者に比べて安い価格での入札ができる状態での競争入札が公正という評価を受けられるものか疑問な点としない。

(7) 民族芸能公演に係る公演場設営及び運営業務委託

契約の相手	アトブレーン社
事業の目的	「やまなしの道祖神祭り」展の関連イベントとして「山田の神楽獅子」の実演を行うための舞台設営、音響演出等の業務委託
事業の内容	平成17年11月13日「山田の神楽獅子」の実演のための舞台の設営及び音響設備等の設定業務を委託
契約の方法	随意契約(3者)
契約期間	平成17年11月13日
予定価格積算方法	業者の見積を参考に積算
契約金額	462,000円
担当部署	県立博物館

(8) 民族芸能公演に係る公演場設営及び運営業務委託

契約の相手	アトブレーン社
事業の目的	「やまなしの道祖神祭り」展の関連イベントとして「一之瀬高橋の春駒」及び「黒平の能三番」の実演を行うための舞台設営、音響演出等の業務委託
事業の内容	平成17年11月20日「一之瀬高橋の春駒」及び同月27日「黒平の能三番」の実演のために、舞台の設営及び音響設備等の設定業務を委託
契約の方法	随意契約(3者、2者辞退)
契約期間	平成17年11月20日及び27日
予定価格積算方法	業者の見積を参考に積算
契約金額	787,500円
担当部署	県立博物館

① 企画立案を周到に行い効率的な契約をすべきもの

開館記念として企画された屋外での催し物であり、博物館の基本コンセプトである本県の歴史を学ぶ上で一つのテーマに上げられたのが小正月の民族芸能であるやまなしの道祖神祭りであった。県内各地に残るこれらの民俗芸能を実演する企画で実施状況は次のとおりである。

1回目公演 11月13日 山田神楽 旧六郷町 ※実演と講演会のセット企画
 2回目公演 11月20日 一之瀬高橋の春駒 旧塩山市 実演
 3回目公演 11月27日 黒平の能三番 甲府市 実演
 1回目の公演会場設営の契約時までには2回目、3回目の演目が決まらず、やむを得ず別契約としたとのことである。

しかし、2回目・3回目の公演の時期は、1回目公演日から1週間とごく短期間であるうえ、2回目・3回目の業務委託額は、合わせて787,500円で、1回目公演業務委託の見積合わせ業者のうち2社が辞退したため、2回目3回目も同一業者と随意契約をしている。

ところで、山梨県財務規則第137条によれば委託契約の場合は、契約額が100万円未満であれば随意契約によることができると規定している。

本件は、1社随意契約とするために意図的に契約分割をしたものではないかと思われるところ県によると「そうではない」との説明であった。

しかし、各委託業務について仕様書の内容を監査したところ、会場設営など重複する業務も多く見受けられ、一の契約であればより公正で、効果的、経済的委託契約ができた可能性が高いと考える。

(9) 山梨県立博物館消防設備等点検業務委託

契約の相手	東八防災株式会社
事業の目的	博物館消防設備の総合点検と外観点検・機能点検
事業の内容	消防法第17条の3に基づく消防設備の総合点検及び外観点検・機能点検を実施し、その報告書(所轄消防署に報告)を作成する業務である。また建築基準法による防災設備にかかる点検も併せて実施している。
事業開始時期	平成17年度
契約の方法	指名競争入札(4者)
契約期間	平成17年6月6日から平成18年2月28日
予定価格積算方法	国土交通省の基準により各消防機器の点検にかかる歩掛りを計算、これに技術員及び技術員補の人員費単価を乗じた直接経費に物品費・管理費を加算して予定価格積算をしている。
契約金額	1,995,000円
担当部署	県立博物館

① 予定価格算定の適正性を検証すべきもの

この委託業務は、消防法に基づき消防署への報告が義務付けられる総合点検及び報告義務はない外観点検・機能点検を実施するものである。

博物館の地元業者、設置機器の製造元、機器設置業者等を入札業者に指名し、4者による入札を実施し委託先を決定している。

予定価格は、公共工事設計労務単価表より本県と同等レベルの県を探した結果、「宮城県」が該当するものとし、建築保全業務賃金単価は物価本より「仙台市」を選定して平均単価を算出した。

これらを基礎に算出された価格(3,202,087円)から20%値引き(640,417円)した金額をもって予定価格(2,561,669円)としている。

しかし、積算の際に使用した技術員及び技術員補の人員費単価(仙台市の単価を採用)の選定根拠が不明確であり、かつ、積算合計から値引き率20%相当額を控除していることについては、その根拠が不明である。

委託額を決定する基礎である予定価格を予算額に合わせるために大幅な値引き率を設定して調整することは、予定価格決定の適正性を大きく歪めるものであり、本来博物館が予定していた、委託業務内容の仕様をも歪めるものである。

こうした予定価格を元を実施した競争入札で落札業者がいたことは、県の行った積算が20%通常取引価格を上回ったことを示すものとの見方もできる。

本件に関しては、業務委託に当たっての設計・積算を見直し、問題点を洗い出して対応策を検討すべきである。

第13 考古博物館

(1) 第23回特別展会場夜間警備業務委託

契約の相手	日本連合警備株式会社
事業の目的	展示品の盗難予防
事業の内容	夜間警備
契約期間	平成17年9月14日から平成17年11月15日
契約の方法	随意契約(1者)
予定価格積算方法	人件費×日数
契約金額	1,171,800円
担当部署	県立考古博物館

① 1者随意契約で再委託をしているもの

考古博物館は、第23回特別展会場夜間警備業務について、機械警備業務受託者である日本連合警備株式会社との連携が必要であることを理由として同社に1者随意契約で委託している。

警備内容についてみると、警備員1名が午後5時30分から翌日午前8時30分まで夜間警備するものである。

ところで、契約第10条によれば、この業務を県の承認を得れば第三者に再委託することができることとされている。このため、夜間警備業務受託業者は、口頭で了解を得たとして第三者(受託者の100%出資の子会社)の株式会社Sに再委託(金額不明)している。

しかしながら、再委託は、県の一般的契約では中間マージンなど割高な契約となるなどの問題から原則禁止されているもので、特に認められるもののみ例外的に行えるものとされている。

また、この業務が機械警備との連携が不可欠な夜間警備業務とされて1者随意契約としたこととも考え合わせる必要がある。即ち、一方で受託者しかできない業務として1者随意契約としながら、他方で安易に再委託を口頭で承認している扱いは、

このような状況を勘案すれば、警備業務のような資格があることを前提とする契約の場合においては、受託した業務を一括して再委託するような、いわゆる業務の丸投げと見られかねない扱いは許されるものではない。

再委託事項について検討すべきである。

第14 文学館

(1) 文献システムに入力する書誌情報(和書)作成委託

契約相手	(株) 図書館情報流通センター
事業の目的	コンピュータによる文献検索システムに入力するため
事業の内容	蔵書の書誌情報(和書) 作成作業 (TRCマーク作成作業)
事業開始時期	平成17年4月1日
契約の方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	単価契約：単価417円(ヒット分：予定数量2,000冊)、 2,106円(未ヒット分：500冊)
事業実績額	1,649,124円{(ヒット分：417円×1,349冊) + (未ヒット分×477冊)}
担当部署	県立文学館

① 契約書上、契約単価を簡潔に表示すべきもの

文学館は、(株) 図書館情報流通センターと文獻システムに入力する書誌情報(和書) 作成委託契約(単価契約417円・2,106円)を締結している。
ところで、この契約書において「委託料は、別添作業及び単価内訳書のとおりとする。」(3条)とあり、別添仕様書において作業及び単価内訳が示されている。
これは、作業項目毎にそれぞれの単価が示され、どちらかといえば積算書というべきものである。

なお、この契約に当っては、予定価格調書により「現品入カマーク有り417円」と「現品マーク無し2,106円」の2つの単価が算出されている。
しかしながら、このように予定価格調書が作成されて単価が設定されているにもかかわらず、積算書、契約単価及び仕様書が混然とした内容のものが入力されているため、契約上の重要な要素である契約単価が簡潔・明瞭に読み取れる状態になっていないのは適切でない。

契約単価は、仕様書とは明確に分離し、契約書本文あるいは別添の場合においても契約単価を簡潔・明瞭に表示すべきである。

(2) 文学資料の撮影(春・企画展)委託

契約相手	西村写真事務所
事業の目的	春・企画展の出版作品等を図録に掲載するため。
事業の内容	文学館の館内及び館外における文学資料の写真撮影
事業開始時期	平成18年2月10日
契約期間	平成18年2月10日から平成18年3月15日
契約の方法	指名競争入札(4者)
予定価格積算方法	撮影単価は従前の見積書を参考に、他に交通費、宿泊費、諸経費

契約金額	を積算 1,710,372円
担当部署	県立文学館

① 契約書の内容に欠落があるもの

文学館は、西村写真事務所と文学資料の写真撮影(春・企画展)委託契約を締結している。

当該契約書添付の仕様書をみると、撮影場所については山梨県立文学館、日本近代文学館、県立神奈川近代文学館及び山梨県立博物館が指定されているものの、撮影対象については当文学館内及び館外のいずれにおいても、原稿20点、書簡59点、軸物5点等抽象的にしか指示されていない。

具体的な撮影対象資料(目録)については入札説明会で渡しているのと、あえて契約書には添付しなかったとの説明である。

撮影対象資料(目録)は、当該業務の具体的な業務指示であり、履行確認(検査)においてよりどころとされる重要な部分である。入札説明会等の契約前の手続きで渡してあるからといった安易な契約事務が許される部分ではない。

契約事務の意味を正確に理解して、契約書に必要な事項が漏れなく備わっていることの確認を行うなど万全を期すべきである。

(3) 山梨県立文学館清掃業務委託

契約の相手	甲府ビルサービス 株式会社
事業の目的	県立文学館の安全且つ衛生的で快適な使用に資する館内清掃業務を委託する。
事業の内容	業務は日常清掃業務と定期清掃業務及び塵芥処理業務に区分される。日常清掃業務は文学館カレンダーに基づき清掃員を常時4名配置して清掃を実施する。定期清掃は年間を通して10回のフックス、ジュータン、ガラスなどの清掃を実施する。塵芥処理については館内の可燃物、不燃物、有価物の運搬廃棄処理を行う。
契約の方法	指名競争入札(6者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	常駐清掃業務は清掃員人件費に清掃日数を乗じた金額 定期清掃は対象面積にビル清掃単価と回数を乗じた金額 ゴミ処理は前年処理実績により処理・運搬の単価を乗じた金額 これらの金額の合計額を以って予定価格の積算を行っている。
契約金額	13,797,000円
担当部署	県立文学館

(4) 山梨県立文学館芸術の森公園清掃業務委託	
契約の相手	甲府ビルサービス 株式会社
事業の目的	県立文学館芸術の森公園の安全且つ衛生的で快適な使用に資する公園清掃業務を委託する。
事業の内容	業務は通常清掃業務と便所清掃業務、収集したゴミの処理を行う。
契約の方法	指名競争入札(6者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	清掃員人件費、車両費、ゴミ処理費及び管理費に基づき委託額の積算をする。通常清掃は1日4時間×2名×30日、便所清掃は1日2時間×30日として1ヶ月当りの委託料を積算する。人件費の算出基準単価は建設物師本の「香川県」の単価を採用
事業実績額	5,166,000円
担当部署	県立文学館

事実関係

文学館清掃業務委託の清掃エリアは館内のみで、公園清掃委託については別途の契約により業務委託をしている。館内日常清掃は、清掃員単価×4名(主任とその他3名)に清掃日数を乗じて算出していることから、平成17年日常清掃日報を全ページ監査した。契約時に提出された清掃要員名簿は7名で全て住所・生年月日の記載された名簿である。

清掃業務については、これら7名が入れ替えて毎日主任を含む4名が清掃作業に従事するシステムであるとの説明であった。日報には主任の名前しかなく他の要員は人数のみの記載のため各清掃日の要員を特定出来る他の資料の提示を求めたが出勤簿等は委託先の資料で文学館に保存はないとの説明であった。

ところで甲府ビルサービスは、この館内清掃委託のほかに、先に記載したとおり別の契約として公園清掃業務(2名が日常清掃を行う。)を受託している。館内清掃委託と公園清掃委託は、契約業者が同一であることから、それぞれの委託契約にかかると関係資料綴りの中から作業要員名簿の提出を求め、清掃員の作業状況について担当者に聴取した。以下、担当者との聴取に関する事実関係は次のとおりである。

9月6日の聴取時

公園清掃委託の契約関係資料を監査したところ、契約により提出をすべき要員名簿に記載されたこれら2名の要員は、館内清掃委託の要員名簿に記載された7名の中にも記載されており同一人物であった。これら2件の委託業務契約は、何れも平成17年4月1日の日付で別々の契約として締結されているが、委託先業者は同一業者である。

公園清掃の業務仕様書には、実施する業務の計算を30日×12ヶ月×2名としており、基本的には作業は毎日実施されるもので、担当者の説明のとおり館内清掃要員7名が交替制で日常業務を実施すれば、何れかの日にこれら2名は業務が重複するこ

とを指摘した。これに対し担当者からは他の関係資料等の提示を以ってこの指摘に対する反論がされなかったため、監査報告案にその旨を記録した。

12月19日に実施した担当者との事実関係確認
9月6日の聴取に基づき作成した監査報告について、文学館担当者と事実確認を実施したところ、指摘された2名の作業員は館内清掃と公園清掃とは重複して作業をしていないとの主張をしたため資料の再検討をした。

12月27日の再事実確認時

9月6日に指摘した内容について、作業員が重複している事実はないという理由を担当者に求めたところ、次の回答があった。

【担当者の説明】 「館内清掃の要員は当初5名であったが1名について変更があったので、変更後の名簿の再提出を業者に求めた。その際に委託先会社が同一業者であったため、公園清掃と館内清掃に係るすべての要員を統合して作成した名簿を委託業者が提出したものであった。9月6日の聴取時に監査人補助者に提出した館内清掃契約資料に綴られていた7名が記載された要員名簿は、実は5名のものが正しく、その名簿は委託契約資料綴り以外の別の資料に綴られていたので、9月6日には誤ってこの7名が記載された要員名簿を館内清掃の名簿として資料提出したものであった。よって館内清掃は5名により業務を実施していたので、公園清掃要員2名との重複はない。」

委託契約書及び作業基準仕様書も別々の契約であるにも拘らず、一の契約のような資料の提出がされ、監査時に提出された資料は誤りで、よく調べたら別の場所に正しい資料が綴っていたとの説明には直ちに納得し兼ねるが、これらの説明については館内清掃及び公園清掃に実際に従事した作業員を特定する資料を文学館が保管しておらず、9月6日の説明と12月27日の説明の相違については、後から出で来たと言う資料内容を否定するまでの根拠がないため、これ以上の事実確認が出来ない状況となった。

① 委託業務に対する監督が適切になされていないもの

作業基準仕様書に記載されている【作業員の基本的事項】の中には「作業員の入れ替えを行なう場合は十分な面接審査、身元保証人を記載した書類を提出させ、清掃作業員としてふさわしい人員の配置をする。」という項目があり、重要な資料を保有する文学館の内部に入り清掃業務を実施する作業員の重要性を認識しているにも拘らず、実際に作業に従事した者の特定がされておらず、単に人数しか把握していないような日報のあり方について、業者への指導がない状態のまま推移している。

そして本来、契約資料として保管すべき5名が記載された要員名簿が契約資料綴り以外の場所にあった等と数ヶ月も後に気が付くような体制にも問題があると考える。

これらは、業務の委託契約から完了までの監督責任の欠如と言っても過言ではなく、県民の重要な財産を管理する文学館の意識の低さを指摘せざるを得ない。民間に業務を委託する文学館管理者は業務に関するすべてについて監督責任を有することを再認識すべきである。

② 業務委託契約の履行確認を的確に行うべきもの

ふみの池及び水路清掃業務委託に関する監査で現地をみたところ、ふみの池及び水路清掃業務委託の項でも触れているが、ふみの池及び水路の周辺が衛生的で快適な使用のできる状態にないことが確認されている。

その周辺は、山梨県立文学館芸術の森公園清掃業務委託契約のなかで、清掃対象とされているエリアであり、芸術の森公園内清掃業務委託仕様書によると「落ち葉が目立つ時期は収集し処理する。」「池の中に落ちているゴミを収集する。」等と定められている。

しかし、委託した清掃業務の処理が契約目的（衛生的で快適な使用のできる状態）を達する状態となっていないことを示すものである。

その後の契約事務の処理状況を見ると、契約金額は全額が支払われており、契約目的を達成できていない状態があったにもかかわらず契約金額の全額（5,166,000円）が支払われたことになる。

業務委託契約の履行確認に当たっては、契約目的の達成状況を的確に検査すべきである。

(5) 山梨県立文学館芸術の森公園植栽管理業務委託

契約の相手	株式会社 津々美造園
事業の目的	県立文学館芸術の森公園内にある植栽の管理
事業の内容	平成17年4月28日から平成18年3月31日までの期間、芸術の森内植栽の管理を委託
契約の方法	指名競争入札（6者）
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格算方法	(1) 抜根除草、芝刈り、密植込み等は処理面積を基準に単価を乗じて原価を積算 (2) 除草、施肥等は回数に応じ積算 (3) 樹木については本数に単価を乗じて積算 これらの直接原価合計に諸経費を加算して予定価格を積算
契約金額	21,787,815円（平成18年2月1日に変更契約あり、変更額による追加額 4,147,815円）
担当部署	県立文学館

① 契約変更での対応が適切でないもの

この委託業務は、6者の指名競争入札により(株)津々美造園が落札し、当初の契約は平成17年4月28日に締結されたものである。しかし、平成18年2月1日に変更契約がなされ、4,147,815円(当初契約額の23.5%相当額)が(株)津々美造園と契約変更がされた。変更された委託業務は次のとおりである。

	当初の処理数	変更後の処理数	変更増加数
常緑高中木	120本	420本	300本
剪定等処分	8,000kg	14,000kg	6,000kg
中低木補植	当初作業無し	中低木植栽	760本
契約金額	13,492,185円		4,147,815円

当初契約の業務内容が大きく変更され、常緑高中木剪定作業は3.5倍の増加、剪定枝等処分作業は75%の増加、中低木補植作業は760本の全量増加とするものである。

契約金額でも23.5%と大幅な増加となり、当初契約金額と追加変更金額との比較からみて業務委託の設計・積算に疑念が生じる恐れもぬぐえないものを含んでいる。

設計図書の変更については、契約書第18条に「文学館が必要と認めるときは、変更内容を委託業者に通知して設計図書、委託期間、委託金額を変更できる」旨の記載がされている。変更の要件は「文学館が必要と認めるとき」のみであり、この契約書では入札当初の委託内容及び委託額が落札後に容易に変更されてしまう契約である。年度末附近に多額の変更がされていることから、契約に言う「必要と認められるとき」について変更理由を聴取した。支出負担行為同に記載されている変更理由は次の2点である。

- 巡回監視及び来園者の意見・要望があったため。(確認資料なし)
 - 公園内の犯罪等の増加により、防犯上見通しを良くするため。
- 変更理由に挙げた理由の客観的資料の提示を求めたが監査日において提示されず、後日明確な理由書の提出を文書で求めたところ、次のような理由書が作成され提出された。(要約)
- 平成17年度内に事業(変更部分)を出来るだけ予算があった。
 - 樹木医に相談したところ、2月、3月が相応しい。
 - この時期の剪定はコスト的に適している。

これらの理由は年度当初から分かっていることであり、何ら緊急を要する理由は見当たらない。

当初委託業務量の3.5倍の増加や当初なかった中低木補植業務を新たに委託する業務に加える変更は、契約変更で対応できる範囲を超えているものであり、契約事務の公正性・透明性を損なうものとの批判をまぬかれない。

入札の公平性を保つためにも、契約変更に関する事務処理は厳格に行われるべきで

ある。

(6) 山梨県立文学館ふみの池及び水路清掃業務委託

契約の相手	有限会社 葦崎環境メンテナンスサービス
事業の目的	文学館芸術の森公園内にある「ふみの池」及びここに流れる水路の安全、且つ衛生的で快適な使用に資するため清掃業務を委託する。
事業の内容	平成 18 年 3 月 14 日から 3 月 28 日までの間にふみの池及び水路に堆積した泥を除去し、高圧水にて洗浄をし、これらの施設を清掃するものである。
契約の方法	指名競争入札 (6 者)
契約期間	平成 18 年 3 月 14 日から平成 18 年 3 月 28 日
予定価格積算方法	特殊作業員等の単価表を基に労務費を算出、特殊車両使用料と汚泥運搬処理 諸経費を加算して委託額を積算している。
契約金額	2,625,000 円
担当部署	県立文学館

① 常時、衛生的で快適な使用状況しておくべきもの

この清掃作業は、この時期に一回だけ実施される。前年度までは、これらの池や水路を管理していたのは甲府土木事務所であったが、芸術の森内にあることから本年度より文学館が管理することとなった。芸術の森公園の清掃管理は、文学館が別業者に委託しているが「ふみの池」とその水路は作業が特殊であるため、別業務として委託していることである。年に一度の大掛りな作業であり、この時期以外は清掃することがない。監査当日に現場を視察したが、委託目的の冒頭に示されている「衛生的で快適な使用」の状況にあるとは感じられないのが現状であった。もし公園内日常清掃で池や水路の簡易なゴミ取りや落ち葉などの除去が出来れば年を通じての清潔は保ててはならないかと質問したところ、公園内清掃の契約エリアに入っており、日常清掃で池や水路の簡易なゴミ取りや落ち葉などの除去をすることになっており、このレベルの清掃作業しかできないのが実状であることであった。同じエリアに別の清掃業務を受託した業者が入って、その結果が契約の目的である衛生的で快適な状態が確保できないような事態を避ける工夫をすべきである。

(7) 企画展『赤い鳥』と『少年倶楽部』の世界』展示作業委託

契約の相手	日本通運 株式会社
事業の目的	春に実施された企画展の資料展示を行う。

事業の内容	4 月 19 日から 6 月 27 日までの間の春の企画展出展資料の展示作業を委託するものである。同様の委託が秋の企画展においてなされ、委託先業者も同一である。
契約の方法	随意契約 (1 者)
契約期間	平成 17 年 4 月 19 日から 6 月 27 日
予定価格積算方法	展示作業を「会場設置作業」「作品展示作業」「作品撤去作業」に区分し、作業単価×人員×日数により人件費を算出。これに資材、運送、諸経費を積上げた合計額としている。単価その他は全て業者見積り額を参照している。
契約金額	667,590 円
担当部署	県立文学館

① 委託業務、作業工程等を具体的に記載した仕様書を作成すべきもの

委託している業務内容を検証するため、仕様書の記載内容を監査した。仕様書の全容は次のとおりである。

仕 様 書
(1) 会場設置作業 作業員 4 名 作業日数 1 日
(2) 作品展示作業 作業員 4 名 作業日数 1 日
作業員 3 名 作業日数 1 日
作業員 2 名 作業日数 1 日
(3) 作品撤収作業 作業員 6 名 作業日数 1 日
(4) その他 作業員は、文化庁の指導による美術品取扱講習の受講者をもって当てるものとし、作業にあたっては文学館職員の指示に従って行うこと。

仕様書には作業別に作業員数と作業日数の記載があるのみで、委託する具体的な業務の記載がない。

本来、仕様書には作業日程、作業内容を工程別に具体的に表示すべきであり、本契約における記載内容では作業を具体的に指示する業務委託の仕様書とは言い難く、人材の派遣依頼でしかない。作業日程、作業内容、期限等を明確に記載した仕様書を作成すべきである。

また委託先は過去 5 年間、1 者随意契約で行ってきており、見積り合わせの事実はなく、委託額は業者から提出された見積書が殆どそのまま使用されているだけで算定根拠はなにもない。過去 5 年間はすべて同じ方式で計算をしており、受託業者の見積